

令和2年第11回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和2年11月25日（水）

開催場所 市立中央図書館 視聴覚ホール

開会時刻 午後 13時30分

閉会時刻 午後 14時45分

議長 会長 田中金治

委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	出
2番	萩元不二夫	出	9番	島田秀男	欠
3番	萩島保夫	出	10番	新井稔	出
4番	細田勉	出	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	欠	12番	渋谷貞男	欠
6番	大澤英司	出	13番	長堀進	出
7番	大曾根高男	欠	14番	丸山隆一	欠
出席 9名			欠席 5名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中弥一	欠	南畑1	関根和市	欠
水谷2	神山稔	欠	南畑2	谷合章	欠
鶴瀬1	横山勝之	欠	南畑3	萩原好伸	欠
鶴瀬2	星野幸夫	欠			
出席 0名			欠席 7名		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷正史	事務局主査	吉野武明
事務局主任	荒木貢		

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

本日の総会は、新型コロナウイルス感染症に伴う対応により、委員数を削減し、農業委員9名にて開催いたします。

農業委員の出席は過半数の7名に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

- | | | |
|-----|--------|----|
| 2 番 | 萩元 不二夫 | 委員 |
| 3 番 | 萩島 保夫 | 委員 |
| 4 番 | 細田 勉 | 委員 |
-

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請4件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし「適当」であるとした。

○議案第1-1

(事務局説明)

申請目的「駐車場」の案件でございます。

「立地基準」

- ・柳瀬川駅から500m以内にあることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・盛土6,450m³。
- ・汚水・雑排水はなく、雨水排水は雨水貯留槽に貯留した後に、前面道路に埋設された雨水管に放流することとしております。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

○議案第1－2

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内であることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地ですと農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できるものに農業用施設等農業の振興に資する施設として住宅その他、周辺の地域の居住者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものがあり、今回の申請はこちらに該当されると判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック1～5段積を設置。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

○議案第1－3

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック2段積を設置。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

○議案第1－4

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内であることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地ですと農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できるものに農業用施設等農業の振興に資する施設として住宅その他、周辺の地域の居住者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものがあり、今回の申請はこちらに該当されると判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック5段積を設置。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、自己資金及び融資で対応することとしており、「残高証明書」「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

第2号議案 生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員の賛成により「承認」とした。

○議案番号第2－1

- ・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

11月12日に現地確認と申請者を訪問し従事状況等を伺いました。従事者は生前にトウモロコシ、キャベツ、大根等を季節毎に熱心に作っていたそうです。

(担当委員からの説明)

11月22日に訪問し、従事者の生前の状況などを伺いました。現在は家族の方が管理

をされており、支障がないと思われます。

○議案番号第2-2

- ・申出事由…主たる従事者の死亡
(事務局説明)

1 1月12日に現地確認、13日に申請者に聞き取りして従事状況等を伺いました。生前は葉物野菜等を作付けされていたそうです。ここ数年は高齢な事から主な農作業は親戚等に手伝ってもらい、見回り等を行っていたそうです。

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、従事状況などを確認しました。事務局の説明のとおりの内容でしたので、支障がないと思われます。

第3号議案 農地一時使用届出地について

- 議長は、農地一時使用届出地の取扱いについて議題として上程し、事務局説明の後、是正通知を行うことを委員に諮り、全委員の賛成により「承認」と決定した。

日 程 第 3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和2年10月20日から令和2年11月17日まで)

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 | 2件 |
| (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 | 6件 |

日 程 第 4 協 議 報 告 事 項

1. その他

議長は、令和2年第11回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年11月25日

議 長

2 番

3 番

4 番
